

三木地区
市政懇談会資料
(書面回答)

地区からの意見・提言(書面回答)

| |
|------|
| 三木地区 |
|------|

| | 意見・提言の内容 | 担当課 |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | 防犯カメラの設置について | 生活環境課 |
| 2 | 土手の草刈りについて | 財政課 |
| 3 | 町内道路と近隣の空き地利用について | 財政課 道路河川課 |
| 4 | 神戸電鉄 三木駅舎について | 交通政策課 |
| 5 | 清掃センターについて | 生活環境課 |
| 6 | 消火栓や消防設備の整備について | 消防本部警防課 |
| 7 | 市内道路、通学路の安全対策について | 道路河川課 教育施設課 |
| 8 | 食糧危機への対応について | 農業振興課 |
| 9 | 民生委員のあり方について | 福祉課 |

市政懇談会 書面回答

| | | |
|---|------------------|------------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言等 | 1 | 防犯カメラの設置について（新町） |
| <p>（内容）</p> <p>地域の安全・安心を維持していくための対策として、防犯カメラ設置の必要性を実感している。費用補助では、費用負担を軽減できても維持管理の負担軽減はできない。生活環境、防犯を優先するならば、地域負担をなくし、基本は県と市で負担してくべきと考える。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）市民生活部 生活環境課 | |
| <p>三木市では、防犯カメラの設置について、自治会やまちづくり協議会、防犯グループ等の地域団体が設置する場合に経費の一部を助成する防犯カメラ設置補助事業を実施しています。この事業は、地域団体が地域安全まちづくり活動に取り組む中で、防犯設備面から支援しようと兵庫県が補助事業を制度化したものであり、本市もこの主旨に賛同し随伴補助を行っているものです。</p> <p>兵庫県や三木市では、安心安全な地域づくりは、地域団体による日常的な「地域安全まちづくり活動」が重要と認識しています。防犯カメラは、防犯灯などと共にその取り組みの一部としての設備面での対応であると位置付けており、設置費用の一部を補助する制度を変更する考えはございません。</p> <p>なお、他市では防犯協会からの補助がありませんが、三木市では三木防犯協会からの補助があるため、他市よりも防犯カメラ設置に関する地元負担は軽減されております。</p> | | |

市政懇談会 書面回答

| | | |
|---|---------------|----------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言等 | 2 | 土手の草刈りについて（杣宮） |
| <p>(内容)</p> <p>福井町財産区（元池）の土手の草刈りを近隣の住民で行っているが、夏場に何回もすることになっている。高齢者も多くなり、負担が大きくなっている。市の方でも1回ぐらいは刈ってもらえないだろうか。</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 総務部 財政課 | |
| <p>ご意見のとおり、ため池跡地の土手の所有者は福井町財産区となり、三木市の所有地でないため、市で草刈りを行うことはできません。各財産区の所有地は、財産区内の地域住民の方により維持管理が行われています。</p> <p>財産区は、その地域の公共利益のために存在している特別地方公共団体であり、財産（土地や現金）の管理及び処分を行うことができます。</p> <p>そのため、例えば、財産区として、草刈りを民間事業者に依頼されることについて、地域住民の方で構成される福井町財産区管理会が承認し、同管理会から区有金（財産区の所有金）の交付申請があれば、当該土地は福井町財産区の財産であるため、草刈りの費用を同財産区の区有金から支出することができます。</p> <p>区有金の支出事務は、三木市で行っています。不明な点等がありましたら、財政課財産管理係までご連絡ください。</p> | | |

市政懇談会 書面回答

| | | |
|--|------------------------------|----------------------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言 | 3 | 町内道路と近隣の空き地利用について (前田町) |
| (内容) | | |
| <p>三木鉄道記念公園の北側から高木方面に通じる道路を広げる話は、その後どうなっていますか。家を後ろに下げるつもりの方もあられたようですが、将来1メートルでも広がるという予定はないのでしょうか。</p> <p>それと合わせて、福井コミセンの第2駐車場の奥から西側にかけて空き地がありますが、ここの地目を宅地に変更するという話を聞きます。前述のように道が広がらないと抜け道もなく、不安な面もあり宅地化には反対です。もし宅地にするなら、周辺地区の避難所の建設を要望します。</p> | | |
| 回答 | (担当課) 都市整備部 道路河川課 総務部 財政課 | |
| <p>ご指摘の道路(市道旧三木駅高木線)については、長期にわたり未整備となっている都市計画道路であったため、その役割や機能について再検証を行い、その結果について対象の住民へ説明を行ったうえで、(都)高木平田線の交差点から東側を平成27年3月10日に都市計画道路の廃止を行いました。現段階で道路改良計画はありませんが、道路としては幅員4mが確保できていない狭い道路で、周辺の土地利用や交通利用状況等において課題があると認識しております。</p> <p>については、狭隘道路の整備方法等について、現在、検討を進めているところです。解消に向けた取組みには時間を要しますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、ご意見にある空き地につきましては、公共事業の際の代替地として、平成2年度に取得しましたが、取得から30年以上過ぎた現在、取得当時とは事業計画が変わり、代替地として使用する計画が無くなりました。</p> <p>使用する計画が無くなった土地につきましては、まず、元所有者に取得の意向を確認します。元所有者に取得の意向がない土地につきましては、廃棄物の処理には利用できないなどの条件を付け</p> | | |

たうえで、入札により売却相手を決定することになります。

当該土地の利用方法は売却相手方が決定します。仮に、落札した民間事業者が宅地開発を行う場合は、三木市開発指導要綱等による協議を市と民間事業者で行うことになります。

なお、当該地区（三木地区美囊川左岸）の避難所として、福井コミュニティセンターを平成28年に整備していますので、災害時には、同センターへの避難をお願いします。

市政懇談会 書面回答

| | | |
|--|------------------|--------------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言等 | 4 | 神戸電鉄 三木駅舎について（前田町） |
| <p>（内容）</p> <p>神戸電鉄の三木駅について、新装されましたが、ホームやホームの屋根は錆びたまま、上り方面の入口から見れば以前のままです。見栄えだけでなく、ホームも美しく改装してはどうか。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）都市整備部 交通政策課 | |
| <p>この度のご意見につきまして、三木駅のホーム部分を管理している神戸電鉄（株）に確認したところ、本年度は下りホームのベンチの増設及び背壁の改修を実施する予定であると聞いております。</p> <p>なお、その他の改良についても、引き続き検討中ですが、改良工事には多額の費用がかかり、早期着手は難しいと聞いております。</p> <p>ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> | | |

市政懇談会 書面回答

| | | |
|--|------------------|-----------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言等 | 5 | 清掃センターについて（前田町） |
| <p>（内容）</p> <p>何年か前に清掃センターの老朽化に対応した今後の予定等について住民説明会で聞いたのですが、その後の事業の進捗状況はどうなっていますか。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）市民生活部 生活環境課 | |
| <p>次期ごみ処理施設整備事業は、令和11年度の稼働開始を目指し、事業を進めています。</p> <p>現在の進捗につきましては、令和3年度までに、施設の基本構想、基本計画、PFI導入可能性調査、用地測量、地質調査を実施いたしました。</p> <p>また、令和4年度は、施設整備基本設計、敷地造成基本設計、生活環境影響調査を実施しているところであります。</p> <p>令和5年度以降は、施設整備の詳細設計及び施設整備事業者の選定を行い、令和7年度から建設工事に着工する予定としています。</p> <p>なお、過去に実施した事業の結果につきましては、随時、ホームページで公表しており、全体スケジュールは、基本計画に記載しています。（別紙 次期ごみ処理施設整備基本計画〔概要版〕参照）</p> <p>※PFI導入可能性調査</p> <p>公共施設の建設及び運営等に民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で公共サービスを提供が可能かどうかを調査するもの。</p> | | |

三木市 次期ごみ処理施設整備基本計画【概要版】

2022（令和4）年3月

1 はじめに（基本計画本編：はじめに）

三木市では、1998（平成10）年に供用開始した三木市清掃センターで、一般廃棄物（可燃ごみ）を適正に処理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、使用期間が30年を経過する2029年を目途に、次期ごみ処理施設の整備を進めている。

近年、ごみ処理施設はごみを焼却処理するだけでなく、資源化をより進めるとともに、ごみの持つエネルギーを積極的に回収し活用することで、循環型社会や脱炭素社会の形成に寄与する施設にしていくことが求められている。

本計画は、基本構想策定時（2020（令和2）年度）と同様に、「次期ごみ処理施設の整備に係る庁内検討委員会（4回開催）」において検討するとともに、外部有識者2名の意見を踏まえ、施設整備にあたっての基本的事項及び整備方針等を取りまとめたものである。

2 施設整備の基本方針（基本計画本編：p28）

次期ごみ処理施設の基本的な方向性を示す指針として、基本構想で定めた基本方針を再検討し、以下のとおりとした。

表1 施設整備基本方針

| | |
|-------------------------------|---|
| 方針1 持続可能社会の形成に寄与する施設 | <ul style="list-style-type: none">■ ごみの処理過程で発生する素材等についても積極的な資源化・再利用を行い、循環資源の有効利用に寄与する施設■ 公害防止対策に万全を期し、周辺環境へ与える負荷が低い施設■ 地球環境の保全に配慮し、エネルギーを効率的に活用する施設 |
| 方針2 安定的で、安全・安心なごみ処理を確保する施設 | <ul style="list-style-type: none">■ 安定的なごみ処理体制を確保できる施設■ 安全な運転に努め、地域住民の安全・安心を確保できる施設 |
| 方針3 地域と共存する施設 | <ul style="list-style-type: none">■ 周辺環境との調和を意識したデザインとし、市民に親しまれる施設■ 環境学習を推進するとともに、ごみ処理に関する情報発信を行い、住民の意識向上に資する施設■ 災害発生時において地域に貢献できる施設 |
| 方針4 経済性に優れた施設 | <ul style="list-style-type: none">■ 施設建設時のインシヤルコストに加え、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮した施設 |

3 施設規模（基本計画本編：p11～14、p30～31、p64）

本計画では、計画目標年度（2029年度）における処理対象量を1人あたりのごみ排出量に推計人口を乗じて算出する方法と、今後のごみ減量化施策による効果を反映させて算出する2パターンで検討したが、双方の値に開きがあるため、本計画では双方の中間値を使用して施設規模を設定した。

なお、施設規模の設定は最重要事項であり、今後も直近の処理実績値を推計に反映させながら最適な処理対象量を求めるものとする。

表2 可燃ごみ処理施設の規模

| | 焼却方式 | ハイブリッド方式 |
|---------------------------------|---------------------|---|
| 施設規模 (災害廃棄物向けに 10%の余力を含む) | 80t/日 (40t/日×2炉) | メタン発酵施設： 約35t/日(1基) 焼却施設： 約70t/日(1炉) |

表3 粗大ごみ・資源ごみ処理施設の規模

| | 破碎・選別・圧縮方式 | 備考 |
|------------|------------|------------------------------------|
| 粗大ごみ(あらごみ) | 16.2 t/日 | 3種類の処理対象ごみについて3系列個別の処理ラインを設置して処理する |
| 金属・鉄類 | 2.3 t/日 | |
| ペットボトル | 0.4 t/日 | |
| 合計 | ≒ 19 t/日 | |

4 処理方式の選定（基本計画本編：p35～p38）

可燃ごみの処理方式について、ストーカ式による焼却方式とメタン発酵施設と焼却施設を併設するハイブリッド方式を基本方針とその評価項目ごとに比較検討を行った結果、「ハイブリッド方式」に優位性が認められた。

「ハイブリッド方式」は、生ごみなどから発生させたメタンガスで行う発電と焼却施設での蒸気発電により、大きな発電が期待できるため二酸化炭素の削減効果が大きく、市が目指す「カーボンニュートラル」や「循環型社会」の形成に寄与する施設になると判断した。

表4 処理方式の評価結果

| 基本方針と評価項目 | 焼却方式 (ストーカ式) | ハイブリッド方式 |
|----------------------------|-----------------|----------|
| 方針1 持続可能社会の形成に寄与する施設 | ○ | ◎ |
| 方針2 安定的で、安全・安心なごみ処理を確保する施設 | ◎ | ○ |
| 方針3 地域と共存する施設 | ○ | ◎ |
| 方針4 経済性に優れた施設 | ○ | ◎ |
| 処理方式の評価 | ◎1 ○3 | ◎3 ○1 |

ハイブリッド方式（メタン発酵施設＋焼却施設）の標準的な処理フローを以下に示す。

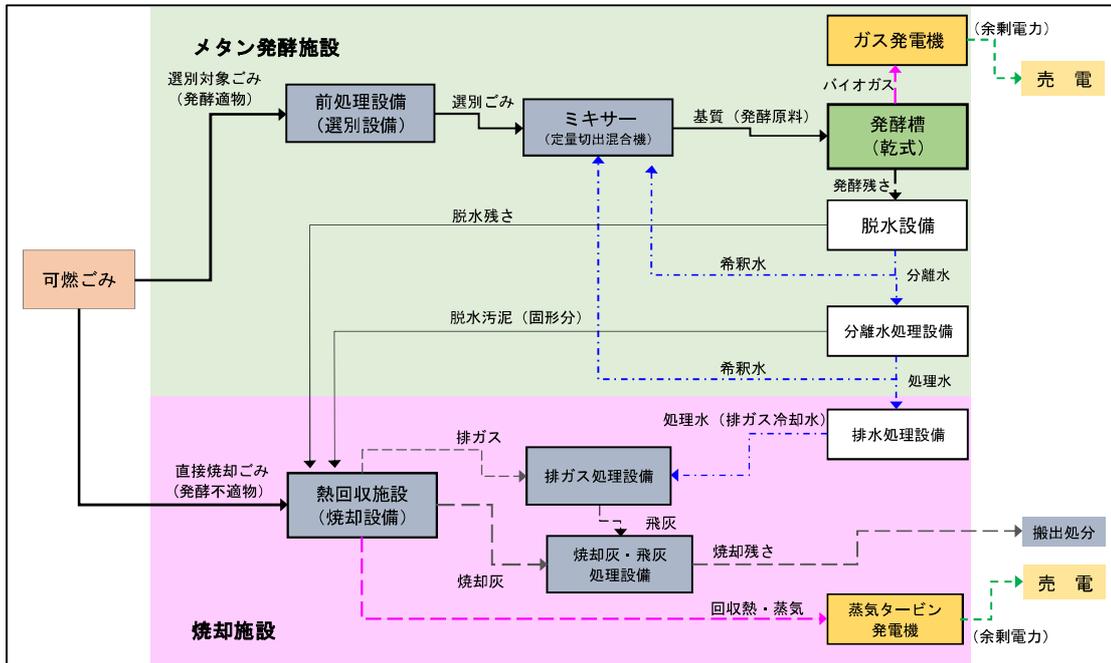


図 1 ハイブリッド方式の処理フロー

5 環境保全計画（基本計画本編：p75～84）

可燃ごみ処理施設における排ガスの管理基準値（案）を以下に示す。

その他、騒音・振動や悪臭については、地域における規制値を遵守する。また、施設からの排水は下水道放流を予定している。

表 5 排ガス基準値（案）

| 項目 | 自主管理基準値 | 法規制値 |
|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 硫黄酸化物 (ppm) ※ 1 | 30 | 約 3,600※ 1 |
| ばいじん (g/m ³ N) | 0.01 | 0.08 |
| 塩化水素 (ppm) | 40 (66 mg/m ³ N) | 430 (700 mg/m ³ N) |
| 窒素酸化物 (ppm) | 50 | 250 |
| 一酸化炭素 (ppm) ※ 2 | 30 | 100 |
| 水銀 (μg/m ³ N) | 30 | 30 |
| ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N) | 0.1 | 1 |

※ 1：事業候補地はK値 14.5と定められており、今後の詳細設計にて検討する煙突高や排出ガス量から、排ガス濃度規制値 (ppm) が定まるが、現計画時点においては、焼却施設規模 (70 t/日) に対して、有効煙突高を 69m (計画上の実煙突高さ 59m + 10m)、排出ガス量 (全炉) を 19,000m³N/h で想定し、硫黄酸化物濃度の約 3,600ppm を仮算定した。

※ 2：法規制値は廃掃法施行規則第 4 条の 5 による。30ppm は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン (新ガイドライン)」を参考に運転管理上の数値として設定するものであるが、自主管理基準値としては設定しない。

6 全体配置計画（基本計画本編：p72～p74）

事業候補地（既存処理施設用地の新規拡張地範囲）における次期ごみ処理施設の全体配置（案）と施設関係車両の動線計画（案）を以下に示す。

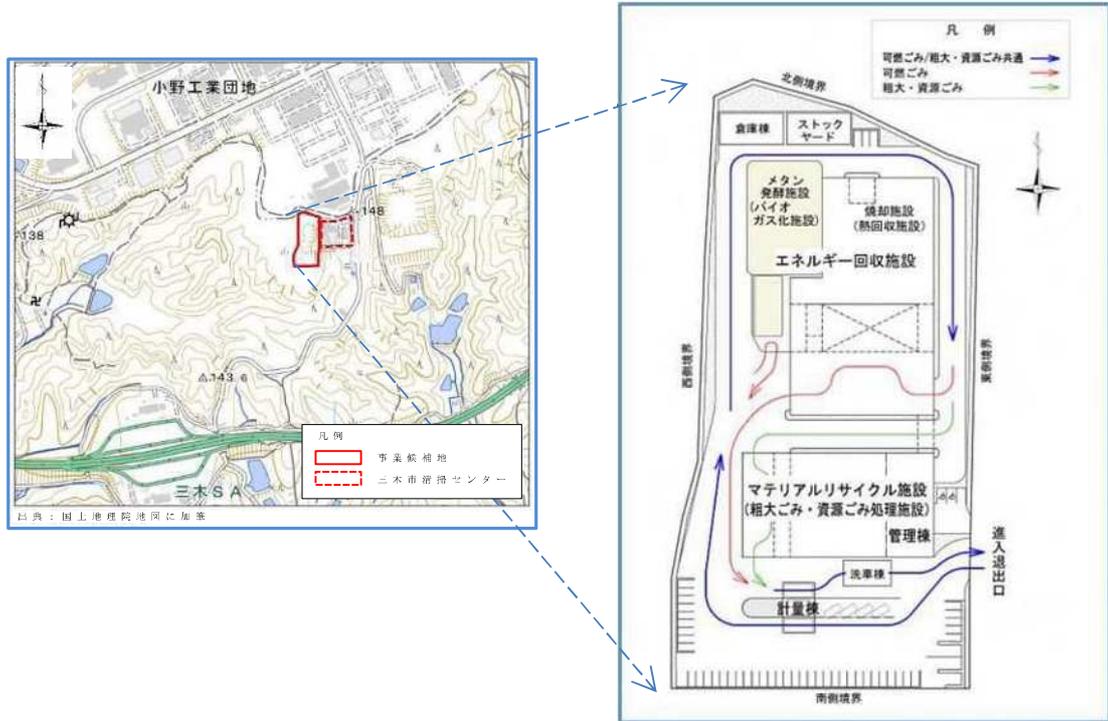


図 2 次期ごみ処理施設の事業候補地及び全体配置・動線計画(案)

7 全体事業スケジュール（基本計画本編：p95）

2029年度の施設稼働開始に向けた施設整備スケジュール(案)を以下に示す。

表 6 施設整備スケジュール（案）

| 事業項目 | 年度 | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030～ (R12～) |
|-------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|-----------------|
| 施設整備基本構想 | | → | | | | | | | | | | |
| 循環型社会形成推進地域計画 | | → | | | | | | | | | | |
| 施設整備基本計画 | | | → | | | | | | | | | |
| PFI導入可能性調査 | | | → | | | | | | | | | |
| 用地測量・地質調査 | | 用地測量 | → | 地質詳細調査 | | | | | | | | |
| 施設整備基本設計 | | | 地質基礎調査 | → | | | | | | | | |
| 敷地造成基本設計 | | | | → | | | | | | | | |
| 生活環境影響調査 | | | | → | | | | | | | | |
| 都市計画決定 | | | | → | | | | | | | | |
| 関係機関協議等 | | | | → | → | | | | | | | |
| 施設整備発注支援 | | | | → | → | → | | | | | | |
| 敷地造成工事 | | | | → | → | → | → | | | | | |
| 施設工事 | | | | | → | → | → | → | → | | | |
| 施設工事の設計・施工監理 | | | | | | → | → | → | → | → | | |
| 新施設稼働開始（2029年4月～） | | | | | | | | | | | 供用開始 | → |
| 旧施設解体 調査・設計 | | | | | | | | | | | → | |
| 旧施設解体工事※ | | | | | | | | | | | → | → |

※ 旧施設解体工事は2029年度以降に行う予定

市政懇談会 書面回答

| | | |
|--|---------------|---------------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言等 | 6 | 消火栓や消防設備の整備について（新宿） |
| <p>（内容）</p> <p>消火栓とホースの点検を行ったときに、ホースが届かず、他の格納箱からホースを調達しなければいけない場合がある。狭い道も多くあり、いざという時に困難が予想される。そのため、消火栓の増設やホース類の追加などはできないのでしょうか。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）消防本部 警防課 | |
| <p>消火栓の近くには地元自治会により消火栓ボックスを設置していただいております、住民による初期消火に有効なものとなっています。</p> <p>ご意見にあるように、ホースが届かない場合は、他のボックスから持ってきて繋げる等、各地区で行われている自主防災訓練でも提案しています。</p> <p>ホース類の追加については、地元要望があれば事情をお聴きして、補助金での整備について協議させていただきたいと思っております。</p> <p>また、消火栓の増設については、三木地区の消防水利は比較的豊富で充足していると考えており、現時点で増設の予定はございません。</p> | | |

市政懇談会 書面回答

| | | |
|--|----------------------------------|---------------------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言 | 7 | 市内道路、通学路の安全対策について (新町) |
| (内容) | | |
| <p>道路歩行レーンの整備が必要。交通量が多いにもかかわらず、路側帯のカラー舗装が薄くなっていたり、着床がなかったりしているところがある。学童の通学安全や高齢者の歩行時の安全確保のためにどういう対応をされているか、具体的に提示願いたい。</p> | | |
| 回答 | (担当課) 都市整備部 道路河川課 教育総務部 教育施設課 | |
| <p>道路の安全対策については、道路管理者だけでなく、関係機関が連携して検討したうえで対策を講じることとしています。その中で路側帯のカラー舗装や看板の設置等の物理的対策や注意喚起などのソフト施策等、その場所にあった対策を実施しているところ です。</p> <p>三木地区におきましては、新宿線において(三樹小学校付近から府内大村線まで)、今年度から路側整備を実施し歩行者の空間を確保するとともに、路側帯のカラー舗装も実施する予定としております。</p> <p>現在、カラー舗装や外側線などの薄くなったところについては、パトロールを行いながら、適宜、塗り直し等を実施しているところ です。市域全体を管理する中、行き届いていない箇所につきましては、ご報告を頂けましたら、現地確認を行い対応いたしますので、 よろしくお願ひします。</p> <p>歩道の設置につきましては、計画のある路線について用地確保等 できましたら順次進めて参ります。</p> <p>なお、三木市では、各小中学校の通学路において、安全確保に向けた取組を行う「三木市子どもの移動経路安全推進会議」を設置 しています。会議では、各学校から挙げられた危険箇所について関係 機関(道路管理者・警察・生活環境課・教育委員会・学校等)が集 まり、検討したうえで対策を講じることとしております。</p> | | |

市政懇談会 書面回答

| | | |
|---|-------------------|-------------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言等 | 8 | 食料危機への対応について（明石町） |
| <p>(内容)</p> <p>① 市全体での食料生産高や自給率等の調査</p> <p>② 市民に対する啓蒙活動、空き地や耕作放棄地の有効活用のアドバイス</p> <p>③大量生産されたときの食糧廃棄の有効活用</p> | | |
| 回 答 | (担当課) 産業振興部 農業振興課 | |
| <p>① 国内の令和3年度の食料自給率はカロリーベースにおいて38%と低い水準となっています。三木市内の食料生産高や自給率の調査を行う予定はありませんが、水田を全て主食用米とすればカロリーベースで80～90%の自給が可能ではないかと考えます。農村地域をもつ三木市の食料需給を検討した場合には、需給率がひっ迫することは考えられませんが、常に生産量と品目については検討を行って行きたいと考えています。</p> <p>② 全国的に農地面積が減少しており、農産物の需給率を確保するためには、農地転用や耕作放棄地の抑制が必須となります。三木市としても、農業者の方には各種会議での呼びかけや農業委員会からの指導により、農地の適正管理に努めていただいているところです。農家の高齢化、後継者不足等の課題に対して、農地の集約化や担い手の育成等を進め、地域や組織による耕作放棄地抑制が行えるような施策に取り組んでまいります。</p> <p>③ 食品廃棄の問題は食料需給率とも関連していると認識しております。ただ、生産過多による廃棄については、農業経営に直結する農産物価格の安定化に必要な措置であり、安易に分配等の措置をとることはできません。しかし、食品廃棄を減少させる必要はあるため、これからは、長期保存が可能な加工技術等を検討など、農業の6次化に向けた新たな農業を農家と共に考えていきたいと考えます。</p> | | |

市政懇談会 書面回答

| | | |
|---|----------------|---------------------|
| 地区名 | 三木地区 | |
| 意見・提言等 | 9 | 民生委員のあり方について（東紫美ヶ丘） |
| <p>（内容）</p> <p>地元住民が民生委員に相談に行くと、「それは民生委員の仕事ではない」や「三木市や区長と相談しろ」と言われたという話を耳にする。このような民生委員の資質をあげたり、変更するなどの対策はあるのか。</p> | | |
| 回 答 | （担当課）健康福祉部 福祉課 | |
| <p>民生委員は民生委員法等に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域を担うボランティアで、同じ地域で生活する住民の一員として皆様からの様々な困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っていただいています。</p> <p>任期は3年で、就任の際に職務や活動等の研修を受講いただくとともに、毎月開催する定例会等で資質向上に努めていただいております。</p> <p>民生委員は地域の「つなぎ役」ではありますが、相談内容によっては区長や直接市に相談されるほうがスムーズな場合もございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> | | |